

## 科学研究費補助金等外部資金の管理に関する事務処理要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県琵琶湖環境科学研究センター（以下「センター」という。）の研究者に交付される科学研究費補助金等の県予算に計上することができない外部資金（以下「外部資金」という。）の管理に関する必要な事務処理について定めるものとする。

### (管理責任者)

第2条 外部資金の管理について、最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）は所長とする。

- 2 最高管理責任者を補佐し、外部資金の管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）は次長とする。
- 3 外部資金の収入支出事務は管理部で行い、その責任者は管理部長とする。
- 4 外部資金の執行については、総合解析、環境監視の各部門の研究者において執行し、その執行管理責任者は当該研究業務を所掌する部門の長とする。
- 5 コンプライアンスの推進について実質的な権限と責任を有する者（以下「コンプライアンス推進責任者」という。）は管理部長とする。

### (口座の開設等)

第3条 外部資金を受け入れるに当たっては、管理部長は、外部資金の種類毎に所長名義の口座を設けるものとし、研究者に代わり、その口座を管理するものとする。

- 2 口座による出納管理については、口座毎に帳簿を設け、外部資金の受け払いの都度、その収入および支出の明細を記載するものとする。

### (収入および支出事務)

第4条 外部資金の収入および支出に関する事務処理についてはセンターが行うものとし、外部資金それぞれの交付基準およびルールに適合するほか、地方自治法および滋賀県財務規則（以下「法令等」という。）に準じて事務を行うものとする。

- 2 外部資金の収入および支出事務に伴う決裁については、滋賀県事務決裁規程に準じるものとする。

### (間接経費の取扱い)

第5条 外部資金に係る間接経費が交付される場合は、当該研究者はその資金を県へ譲渡する手続きを行うものとする。

### (備品の取扱い)

第6条 研究者が外部資金により備品を購入した場合は、当該研究者はその備品を県へ寄付する手続きを行うものとする。

### (会計報告)

第7条 管理部長は、外部資金の種類毎に収入および経費の支出状況について実績報告書、帳簿、通帳等の関係書類を添えて、会計年度終了毎に所長に報告し、承認を得るものとする。

### (情報の開示等)

第8条 センターは、外部資金の収入および経費の支出状況を常に明らかにするとともに、開示の請求があったときは、滋賀県情報公開条例の規定に基づき、速やかに対応するものとする。

2 外部資金の収入および支出に係る関係書類は、外部資金の交付を受けた年度終了後、5年間保存しなければならない。

### (不正行為の防止)

第9条 研究者は、外部資金の関連諸規程および各執行基準を遵守する旨の誓約書を提出し、それらに則った適正な経費執行を行うとともに、経費の用途についての説明責任を果たすものとする。

2 第2条各項に規定する各管理責任者は、外部資金について適正な執行がなされるよう、センター内での情報伝達、検収等の徹底に努めるものとする。

3 コンプライアンス推進責任者は、センターにおける外部資金の適正な管理及び研究活動上の不正行為の防止のため、次の各号に掲げる業務を行うとともに、滋賀県職員コンプライアンス指針に準じるものとする。

(1) 具体的な対策として別に定める「科学研究費補助金等外部資金に関する経費の取扱細則」に基づく事務を実施し、実施状況を統括管理責任者へ報告する。

(2) 職員に対してコンプライアンス教育を行い、受講状況を管理する。

(3) 職員が適切な業務を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

4 外部資金に係る不正使用の防止についてのセンター内外からの相談窓口は、管理部とする。

### (監査委員会)

第10条 センターにおける外部資金の管理および不正に係る通報について審議するため、監査委員会を置くものとし、その設置に必要な事項は所長が別に定める。

### (取扱細則)

第11条 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 付 則

この要領は、平成20年8月1日から適用する。

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

この要領は、平成27年3月3日から適用する。

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

この要領は、令和7年4月1日から適用する。